

古市学区自主防災連合会規約

(名称)

第1条 この会は、古市学区自主防災連合会と称する。

(目的)

第2条 この会は、古市学区における地震・風水害・火災その他の災害による被害を未然に防止し、及び被害を軽減するために古市学区の住民が隣保協同の精神に基づき自主防災活動を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、古市学区の住民を以て組織し、古市学区連合町内会の各単位会長の協力のもとに活動する。

(事務局)

第4条 この会の事務局は、会長宅に置く。

(事業)

第5条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 火災予防・その他の災害予防に関すること。
2. 防火知識の普及に関すること。
3. 防災訓練の実施に関すること。
4. 災害発生時における情報の収集伝達・初期消火・避難誘導等応急対策に関すること。
5. その他必要と認めること。

(防災計画)

第6条 この会は、前条の事業を円滑に推進するため、防災計画を作成する。

(役員)

第7条 この会に、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、会計 1名、理事 若干名、事務局長 1名
監事 2名

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長、会計、事務局長及び監事は、理事会の推薦によって選任する。
- (2) 理事は、古市学区連合町内会の推薦によって選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の在任期間とする
3. 役員は、任期満了を持って後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員任務)

第10条 会長は会務を総括してこの会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により会務をつかさどる事が出来ないときは、その職務を代理し行う。
3. 理事は、会長の命を受けて事業の執行を図る。

4. 監事は、この会の会計監査に充る。

(会議の種類)

第11条 この会の会議は理事会及び役員会とする。

(理事会)

第12条 理事会は、毎年1回以上会長が召集し、会長が議長となる。

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

(会議の議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。

(理事会の機能)

第15条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定または変更に関する事。
- (2) 役員の選任に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (5) その他会の運営に関する重要事項で会長が必要と認める事項。

(役員会の機能)

第16条 役員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 理事会に提出する議案の審査に関する事。
- (2) 事業の実施に関する事。
- (3) その他会の運営に関し、会長が必要と認める事項。

(歳入)

第17条 この会の歳入は、次の各号に掲げるものを以て充てる。

- (1) 負担金
- (2) 交付金
- (3) その他の歳入

(歳出)

第18条 この会の経費は、歳入を以て支弁する。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査)

第20条 この会の決算は、監事による監査を経なければならない。

(会計報告)

第21条 収支決算書を作成し、これを年1回理事会で報告して承認を得る。

(規約の改正)

第22条 この規約の改正は、理事会の過半数の同意を得て、改正する事が出来る。

(雑則)

第23条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な細則は、役員会に図って会長が定める。

附 則

この規約は、平成7年12月11日から施行する。

(2) 平成29年4月1日一部改正する。